(七)　司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が無利息で貸与する制度を変更し、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの）を国が無利息で貸与する制度とすることとした。（第六七条の三関係）

2　備

司法修習生の罷免等に関する所要の規定の整

(一)　最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができることとした。（第六八条第一項関係）

(二)　最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができることとした。（第六八条第二項関係）

3　施行期日

この法律は、平成二九年一一月一日から施行することとした。

◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第二四号）（国土交通省）

1　定義

この法律において住宅確保要配慮者とは、次のいずれかに該当する者とすることとした。

(一)　その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者

(二)　災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。以下同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者

(三)　高齢者

(四)　障害者基本法第二条第一号に規定する障害者

(五)　子ども（一八歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある者をいう。）を養育している者

(六)　(一)から(五)までに掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者（第二条関係）

2　基本方針

基本方針において定める事項に、一定の事項を追加することとした。（第四条関係）

3　都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

(一)　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができることとした。（第五条関係）

(二)　市町村は、基本方針（都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている場合にあっては、都道府県賃貸住宅供給促進計画）に基づき、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（「市町村賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができることとした。（第六条関係）

4　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

(一)　住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。）を行う者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができることとした。（第八条～第一五条関係）

(二)　(一)の登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（以下「登録事業」という。）を行う者（以下「登録事業者」という。）は、登録事業に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）に入居を希望する住宅確保要配慮者（当該登録住宅について入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定めた場合にあっては、その範囲に属する者。以下同じ。）に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこととした。（第一七条関係）

(三)　登録住宅に係る特例

(1)　地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法第二一条に規定する業務のほか、一定の区域内において、委託により、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（登録住宅であるものに限る。）の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うことができることとした。（第一八条関係）

(2)　独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法第一三条第一項に規定する業務のほか、登録住宅の改良（登録住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他の本来の用途に供したことのある建築物の改良を含む。）に必要な資金の貸し付け及び家賃債務保証保険契約に係る保険を行うことができることとした。（第一九条及び第二〇条関係）

(3)　登録事業者（6の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）は、被保護入居者（被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である登録住宅入居者をいい、登録住宅入居者となろうとする者を含む。以下同じ。）が家賃の請求に応じないことその他の被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める事情があるときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を保護の実施機関（同法第一九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。）に通知することができることとした。（第二一条関係）

(四)　監督

都道府県知事は、登録事業者に対し、登録住宅の管理の状況について報告を求めることができることとした。（第二二条～第二四条関係）

5　住宅確保要配慮者居住支援法人

都道府県知事は、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であって、業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定することができることとした。（第四〇条関係）

6　住宅確保要配慮者居住支援協議会

地方公共団体、5の住宅確保要配慮者居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織することができることとした。（第五一条及び第五二条関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第二五号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、次の(一)及び(二)について、関係法律の改正を行うこととした。

(一)　住民に身近な行政主体である指定都市等が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うこと。

(二)　地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

2　この法律は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。